



内務省特報



◎内務省告示第四十號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十七年二月十一日ヨリ熊本縣球磨郡人吉町、藍田村、西瀬村及中原村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ人吉市ヲ置ク

昭和十七年一月三十一日

内務大臣 東條 英機

◎内務省告示第五十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十七年二月十七日

内務大臣 東條 英機

路線名 區 間

四 號 自宮城縣名取郡千貫村 至同縣同郡岩沼町

工事終了ノ期日 昭和十七年二月十七日

◎昭和十七年二月十七日

内務次官正四位勳二等 湯澤 三千男

任内務大臣

内務省特報

從四位勳三等 山崎 巖

任内務次官 飯高等官一等

内閣總理大臣兼内務大臣 陸軍大臣對滿事務局總裁

東條 英機

◎勅令第九十四號

罰金以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニシテ昭和十七年二月十八日前其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タルモノ大東亞戰爭ノ爲應召シタルトキハ其ノ應召ノ時ニ於テ復權ス既ニ應召シタル者(支那事變ノ爲應召シタル者ヲ含ム)ニ付亦同ジ但シ昭和十七年二月十八日以後ニ再ビ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎司法省訓令第一號

檢事局

拘置所
刑務所
少年刑務所

茲ニ恭シク恩赦ノ勅旨ヲ奉ズ 聖德洪大禱ラザル所ナシ通世泰行ノ任ニ膺リ洵ニ感激ノ至ニ勝ヘズ鞠躬盡瘁以テ 聖慮ニ奉對セムコトヲ期ス職ヲ司法ニ奉ズル者克ク 聖旨ヲ拜戴シ復權令ニ該當スル者ハ各其ノ示ス所ニ循ヒ普ク惠澤ニ霑治セシメ一人ノ遺漏有ラシムベカラズ又夫ノ特別特赦ノ恩典ニ浴セシムベキ者ト否トハ別ニ定ムル所ノ準則ニ照シテ慎重ニ甄別シ其ノ狀アル者ハ速ニ具申シテ裁ヲ請フベシ而シテ今次恩赦ノ恩澤ヲ蒙リタル者ニ對シテハ懇ニ戒飭訓誨ヲ加ヘ將來永ク忠良ノ民ト爲リ 聖慈ノ宏深ナルヲ感戴シテ 皇恩ノ萬一ニ報ユル所アラシムベシ

右訓令ス
昭和十七年二月十八日
司法大臣 岩村通世

◎賀屋大藏大臣の演説 一月二十一日帝國議會に於ける賀屋藏相の演説左の如し。

〔國務大臣賀屋興宣君登壇〕 茲ニ昭和十七年度歳入歳出豫算ノ大要ヲ説明致シ、併セテ我が國財政經濟ノ現狀ニ付キ所見ヲ述ブル機會ヲ得マシタコトハ、私ノ最モ光榮トスル所デアリマス。是ヨリ昭和十七年度歳入歳出總豫算ニ付キ別途提出致シマシタル追

加豫算第一號ヲモ併セテ大體ノ説明ヲ申上ゲマス。

先ヅ歳出豫算ノ金額ハ本豫算計上ノ分、六十二億三千五百餘萬圓、追加豫算計上ノ分二十四億六千二百餘萬圓、合計八十六億九千八百餘萬圓デアリマシテ、之ヲ前年度豫算額——既ニ成立致シマシタルモノニ更ニ本議會ニ提出致シマスル追加豫算ノ金額ヲ合セタルモノデアリマスルガ、之ニ比較致シマスレバ四千餘萬圓ノ増額ト相成ツテ居リマス。

昭和十七年度本豫算ノ編成ニ際シマシテハ、當時ノ微妙ナル情勢ニ顧ミマシテ、國策遂行ノ爲メ眞ニ已ムヲ得ザル經費ノ中義務的經費、若クハ之ニ準ズルモノ、又ハ從前ヨリノ施設ノ繼續ニ要スル經費デアリマシテ、情勢ガ如何ニ變化致シマシテモ引續キ必要トスルモノニ限り之ヲ計上致シタノデアリマス。隨テ米英ト戰端ガ開始セラレマスルヤ、其ノ新情勢ニ即應ジマシテ、戰時緊要ナル施策ノ實施ニ關スル經費ニ付キ追加豫算ヲ提出スルノ必要ガ生ジタノデアリマス。而シテ其ノ編成ニ當リマシテハ重點主義ニ依リ、物資、資金、勞務等ノ政府需要ハ、戰勝ノ目的達成ノ爲ニ必要缺クベカラザルモノニ集中スルノ方針ノ下ニ、眞ニ緊急性ト實行可能性トヲ有シ、且ツ速カニ效果ヲ期待シ得ルモノニ限り計上致シタ次第デアリマス。

今本豫算及ビ追加豫算ヲ通ジマシテ、十七年度豫算ノ編成上特ニ重點ヲ置キマシテ新規經費トシテ計上致シマシタルモノハ、第

一 生産力擴充並ニ低物價維持ニ關スル經費デアリマス。即チ石炭増産對策等ニ要シマスル經費ノ増加、鉄鐵ノ買取價價格補償ニ要スル經費等、合計三億八千三百餘萬圓デアリマスルガ、右ノ外政府出資特別會計ニ於キマシテ、生産力擴充ニ關スル事業ノ投資額二億七千四百餘萬圓ヲ計上致シテ居ルノデアリマス。

第二ハ農業再編成ニ關スル經費デアリマス。即チ農業設備管團ニ關シマスルモノ、中小商工業ノ再編成ニ要シマスルモノ、轉廢業者援護ニ要シマスル經費、國民更生金庫損失補償金等、合計一億二百餘萬圓ヲ計上致シマシタ。

第三ハ國民保健其ノ他國民生活及ビ人口對策等ニ關スル經費デアリマス。即チ米穀生産獎勵金其ノ他主要食糧増産ニ關スル經費、國民健康保險ニ關スル經費、日本醫療團設立ニ要スル經費、醫藥品對策ニ要スル經費、住宅對策ニ要スル經費、國民體力法施行ニ要スル經費等、合計三億八千餘萬圓デアリマス。

茲ニ一言申シ加ヘタキハ、政府ハ國民保健ノ向上ト國民生活ノ維持安定ニ特ニ留意致シマシテ、以上申上ゲマシタ經費ノ外、今回ノ税法改正ニ於テモ、所得稅ノ課稅ニ當リ扶養家族ニ對スル控除額ヲ二倍乃至三倍ニ増加シ、又官公吏等ノ臨時家族手當ノ制度ヲ擴充増加致シマシテ、多子家庭ヲ保護シ、聊カ人口政策ニ資セント致シタノデアリマス。

第四ハ重要物資ノ貯藏ニ關スル經費ト致シマシテ、重要食糧貯

藏施設ニ要スル經費、重要物資管理ニ要スル經費等、合計五千餘萬圓デアリマス。

第五ハ軍人援護ニ關スル經費ト致シマシテ、軍事扶助費ノ増加、傷痍軍人保護ニ要スル經費、軍人援護事業助成ニ要スル經費等、合計一億三千五百餘萬圓デアリマス。

第六ハ科學及ビ技術ノ振興ニ關スル經費ト致シマシテ技術院ニ關スル經費、科學技術ノ刷新向上ニ要スル經費、研究試作費ノ補助ニ要スル經費、官立ノ無線電信講習所設立ニ要スル經費、航空機搭乗員ノ養成ニ要スル經費等、合計五千六百餘萬圓デアリマス。

第七ハ防空ニ關スル經費ト致シマシテ、防空設備資材整備費補助、防空實施ニ要スル經費三千六百餘萬圓デアリマシテ、孰レモ現下ノ時局ニ顧ミ緊急差預キ難キ經費ヲ計上致シタルモノデアリマス。

尙ホ國庫豫備金ニ付キマシテハ、豫算超過又ハ豫算外支出ノ増加ノ必要ニ備フル爲メ之ヲ増額シ、本豫算及ビ追加豫算ヲ通ジマシテ既定額ト合セ第一豫備金五千萬圓、第二豫備金八億圓ト致シタノデアリマス。

又臨時軍事費特別會計ヘノ繰入金額ハ、一般會計ニ於キマシテハ本豫算及ビ追加豫算ヲ通ジ合計二十五億二千五百餘萬圓デアリマスルガ、之ニ各特別會計ニ於テ本豫算及ビ追加豫算ヲ通ジマシテ計上致シマシタ金額ハ合計五億一千四百餘萬圓デアリマスルカ

ラ、總計三十億四千餘萬圓ニ上リ前年度ニ比較致シマシテ十九億千八百餘萬圓ヲ増加致シテ居リマス。

次ニ既定經費ニ付キマシテハ嚴密ナル再檢討ヲ加ヘマシテ、極力壓縮ニ努メタノデアリマス。其ノ結果文治各省ノ所管ニ於テ三億八百餘萬圓ノ減少トナツテ居リマス。尙ホ陸海軍兩省所管ノ經費ニ付キマシテハ、部隊艦船ニ於テハ勿論其ノ他各部ニ於ケル諸般ノ實情ニ鑑ミマシテ、今回ハ大部分ヲ臨時軍事實費支辨ト致シマシタ爲メ、既定經費ニ於テ三十六億六千八百餘萬圓ヲ減少致シテ居リマス。

次ニ歲入豫算ニ付キマシテ説明ヲ致シマス。一般會計歲入豫算ノ金額ハ、本豫算計上ノ分六十二億四千八百餘萬圓、追加豫算計上ノ分二十四億五千餘萬圓、合計八十六億九千八百餘萬圓デアリマシテ、其ノ内譯ハ、本豫算及ビ追加豫算ヲ通シシ、租稅其ノ他ノ普通歲入七十二億四千七百餘萬圓、借入金五千四百萬圓、公債金十三億九千六百餘萬圓デアリマス。

普通歲入ノ大宗タル租稅收入ハ、經常臨時ノ各部ヲ合セテ其ノ總額五十七億六千餘萬圓デアリマシテ、之ヲ前年度豫算額ニ比較致シマスレバ十八億九千七百餘萬圓ノ増加トナツテ居リマス。此ノ中前年度ニ於ケル間接稅等ノ増稅ニ基ク分四億六千六百餘萬圓、今期議會提案ニ係ル直接稅等ノ増稅ニ基ク分、九億六千七百餘萬圓、自然增收等ニ屬スル分四億六千八百餘萬圓デアリマス。尙ホ

本年度租稅收入豫算額ヲ事變前、即チ昭和十一年度ノ租稅收入ノ豫算額九億六千五百餘萬圓ニ比較致シマスレバ、實ニ六倍ト相成ツテ居ルノデアリマス。租稅以外ノ普通歲入ノ増加ノ中顯著ナルモノハ、印紙收入ノ増加、増稅分ヲ含メ千七百餘萬圓、森林收入ノ増加二千餘萬圓、專賣局益金ノ増加一億三千四百餘萬圓、日本銀行納付金ノ増加五千餘萬圓等デアリマス。

次ニ借入金ハ陸軍航空廠資金臨時補足ノ財源トシテ三千五百萬圓、海軍工廠資金臨時補足ノ財源トシテ千萬圓及ビ木炭需給調節特別會計据置運轉資本臨時補足ノ財源トシテ九百萬圓ヲ豫定シテ居ルノデアリマス。

又公債金收入ハ震災善後公債百餘萬圓、道路公債千七百餘萬圓、歲入補填公債十三億七千八百餘萬圓、計十三億九千六百餘萬圓デアリマシテ、前年度ニ比シ十六億六百餘萬圓ノ減少ト相成ツテ居ルノデアリマス。

右一般會計ニ於ケル公債發行豫定額ニ、朝鮮、臺灣、帝國鐵道、通信事業及ビ政府出發各特別會計ニ於ケル公債發行豫定額合計八億三千百餘萬圓ヲ加ヘマスレバ、本年度歲出財源タル公債發行豫定總額ハ、臨時軍事實費財源ノ分ヲ除キ二十二億二千八百餘萬圓トナルノデアリマス。

次ニ各特別會計豫算ニ於キマシテモ、本豫算及ビ追加豫算ヲ通ジソレハ前ニ申述ベマシタル一般會計豫算ノ編成方針ニ準ジ、

極力節約ヲ旨トシ、時局ニ鑑ミ眞ニ緊急缺クベカラザル經費ノミ計上致シタ次第デアリマス。

尙ホ大東亞戰爭ニ要スル軍專費ニ付キマシテハ、近ク臨時軍事費豫算追加案ヲ提出シ御協賛ヲ願ヒマスル豫定デアリマス。

政府ハ曩ニ開戦ノ宣セラレマスルヤ、直チニ金融等ニ關スル非常對策ヲ講ジ、又戰爭保險臨時措置法ヲ制定スル等、戰時ニ於ケル經濟界ノ混亂ヲ避ケ、國民生活ノ維持安定ヲ期スル爲メ必要ナル措置ヲ執ツテ參ツタノデアリマスルガ、開戦後茲ニ一箇月半、皇軍ノ赫々タル大戦果ノ下ニ國民ノ士氣ハ愈々旺盛デアリマシテ我ガ經濟界ハ極メテ平靜ニ推移シ、諸般ノ非常對策モ殆ド其ノ實施ノ要ヲ見ザルガ如キ狀況ノ下ニ戰爭第二年ヲ迎ヘ得マシタコトハ洵ニ慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマス。是レ實ニ御秘威ノ下、我ガ忠勇ナル陸海軍將兵ノ力戰奮闘ノ賜デアリマシテ、衷心ヨリ感謝感激ノ外ナキ次第デアリマス。私ハ前線ニ奮闘セラルル陸海軍將兵ノ武運長久ヲ祈願シマスルト共ニ、尊キ護國ノ英靈ニ對シ敬弔ノ意ヲ表スルモノデアリマス。

昨年中ニ於ケル金融界ノ情勢ハ終始平穩デアリマシテ、大東亞戰爭ノ勃發ニモ拘ラズ、何等ノ波瀾モナク経過致シタノデアリマス。即チ政府資金ノ撒布ハ引續キ巨額ニ達シタノデアリマスルガ其ノ還流ハ概ネ順調ニ行ハレマシテ、昨年末ノ兌換銀行券最高發行高ハ六十二億三千百餘萬圓ニ達シマシテ、一昨年末ノ四十九億

三千餘萬圓ニ比シマシテ十三億百餘萬圓ノ増加ヲ示シテ居ルノデアリマスガ、越年後ニ於ケル收縮狀況ハ順調デアリマス。銀行預金ハ昨年中ニ六十六億千餘萬圓ヲ増加シテ居リマス。郵便貯金ハ同期間ニ十六億五千餘萬圓ノ増加ヲ示シタノデアリマス。又起債界モ順調ニ推移致シマシテ昨年中ノ社債新規發行額ハ二十六億四千九百餘萬圓ノ巨額ニ上ツタノデアリマス。

昨年中ニ於ケル國債ノ發行額ハ八十七億八千二百萬圓ニ上リマシタガ、同年中ニ於テ其ノ八割三分九厘、七十三億六千六百餘萬圓ヲ消化致シマシタ。又支那事變發生以來今日マデノ發行額ハ總計二百六十三億六千餘萬圓デアリマスルガ、内二百十八億二千七百餘萬圓ヲ消化致シマシテ、八割二分八厘ノ消化率ヲ示シテ居リマス。相當ノ成績デアリマス。併シナガラ昭和十七年度以降ニ於キマシテハ國債ノ發行豫定額ハ益々巨額ニ達スル豫想デアリマシテ、國債ノ完全ナル消化ニ努ムルコトガ愈々緊要トナツテ參リマシタ次第デアリマス。

戰時財政ノ運営ノ上ニ於キマシテ租稅ノ重要デアルコトハ申スマデモナイノデアリマスガ、統後國民ノ熱烈ナル愛國ノ精神ハ納稅ニ付テモ遺憾ナク發揮セラレマシテ、數次ノ増稅ニ依リ負擔ガ加重セラレマシタニモ拘ラズ、納稅成績ハ極メテ良好デアリマシテ、洵ニ感激ニ堪ヘナイ所デアリマス。而シテ政府ニ於キマシテハ財政ノ需要並ニ國民生活及ビ國民經濟ニ及ボシマスル影響等ニ

付キ慎重考慮ヲ遂ゲマシテ、税制ノ全般ニ互ル増稅計畫ヲ樹立シ曩ニ早急實施ヲ要スト認メラレマスル酒稅其ノ他ノ間接稅ヲ中心トスル増稅案ノ協賛ヲ得マシテ、既ニ實施致シタノデアリマスルガ、今回更ニ増加致シマスル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲メ、直接稅ヲ中心トスル増稅ヲ行フコトト致シ、之ニ必要ナル稅法ノ改正案ヲ今期議會ニ提出致シタノデアリマス。

次ニ本邦ノ對外貿易ニ關シマシテハ、昨年七月ノ米英蘭諸國ノ對日資產凍結ニ次イデ今次大東亞戰爭ノ勃發ニ依リ、米英蘭諸國トノ經濟關係ハ完全ニ斷絶スルニ至ツタノデアリマス。併シナガラ滿支方面トノ貿易ハ堅實ナル足取ヲ示シテ居リマス。又佛印及ビ「タイ」トノ貿易ガ輸出輸入共著シク増加致シテ居リマスルコトハ、大東亞共榮ノ見地カラ心強ク感ズル次第デアリマス。斯クノ如ク我が對外經濟活動ハ専ラ大東亞共榮圈ノ地域ニ集中セララルコトトナリマシタノニ伴ヒ、共榮圈內ニ於ケル物資ノ計畫的交流ヲ圖ルコトガ刻下ノ急務トナツタノデアリマシテ、茲ニ國際金融ノ部面ニ於キマシテモ過去ノ政策ニ一大轉換ヲ加へ、新タナル構想ノ下ニ新事態ニ即應スベキ政策ヲ速カニ實施スルノ必要ヲ見ルニ至ツタノデアリマス。

即チ第三國トノ國際收支ノ均衡保持及ビ米英貨基準ノ爲替相場ノ維持安定ヲ目的ト致シマスル從來ノ爲替政策ハ、我が國ノ對外經濟ガ米英兩國ニ依存シテ運營セラレテ居リマシタル時代ニ於キ

マシテハ、重要ナル意義ヲ持ツテ居ツタノデアリマスルガ、今ヤ米英經濟トノ關聯ヲ一擲シテ、大東亞ヲ打ツテ一丸トスル國防經濟力ノ強化充實ヲ圖ルベキ當面ノ急務ニ應ジマスル爲ニハ、共榮圈內ニ於ケル物資ノ交流ヲ圓滑ナラシムルト共ニ、資源ノ開發ヲ急速ニ促進セシムルニ必要ナル金融上ノ措置ニ重點ヲ置クベキモノデアリマス。政府ハ斯カル見地ヨリ昨年末米英貨ニ基準ヲ置ク從來ノ爲替相場ヲ廢止致シマシテ、日本圓ヲ中心トスル自主的換算率ヲ公定致シタノデアリマス。更ニ今後ニ於テハ南方諸地域ニ於ケル米英ノ金融勢力ヲ一掃シマシテ、是等ノ地域ノ通貨ハ其ノ價值基準ヲ漸次日本圓ニ置カシムルコトト致シマシテ、各地域間ノ決済ハ日本圓ヲ通ジテ東京ニ於テ行ハルル方式ヲ馴致シ、以テ我が國ヲ中心トスル大東亞金融圈ノ設定ニ努ムル所存デアリマス。

從來我が國ハ日滿華ヲ打ツテ一丸トスル綜合的見地ニ立脚致シマシテ、生産力ノ擴充ヲ致シテ參ツタノデアリマスルガ、更ニ進シテ豐富ナル南方資源ヲ最モ速カニ、最モ效率的ニ開發取得シマシテ、當面ノ戰爭遂行ニ寄與シマスルト共ニ、大東亞共榮圈內ノ自給自足體制ヲ確立スルノ肝要ナルゴトハ申スマデモナイノデアリマス。即チ一面敵ノ兵力ヲ擊碎シツツ、一面資源ノ開發ヲ促進スルコトガ目前ノ急務デアリマス。是等ノ諸點ニ鑑ミマシテ政府ハ南方資源ノ開發利用ニ必要ナル資金ヲ圓滑ニ供給シ、南方諸地

域ノ通貨金融政策ノ圓滑ナル運営ヲ期シマスル爲ニ、新タニ南方開發金庫ヲ設置スルコトトシ、之ニ必要ナル法律案ヲ今期議會ニ提出シタノデアリマス。

右申述ベマシタル爲替換算率ノ自主的公定ト日本銀行ノ對外金融ヘノ進出態勢トハ、我が國ヲ中心トスル大東亞共榮圈ノ金融施策ニ付キ一步ヲ進ムルモノデアリマス。而シテ南方諸地域ニハ我が軍票ハ到ル處住民ノ歡迎ヲ受ケ、極メテ圓滑ナル流通ヲ見テ居リマシテ、南方開發金庫ノ設立並ニ中央及ビ現地ニ於ケル各般ノ施策ト相俟ツテ、南方諸地域ニ於ケル通貨金融ニ關シ當面ノ措置ヲ講ジ得ル態勢ヲ整ヘントスルモノデアリマス。

戰時下國家總力ノ發揮ニ遺憾ナカラシムル爲ニハ、一面極力資金ノ蓄積ニ努ムルト共ニ、其ノ資金ノ統制的運用ヲ行ヒマシテ、最モ效率ヲ發揮致サシムルコトガ緊要デアリマス。是ガ爲ニハ各種金融機關ノ機構ノ整備ヲ必要トスルノデアリマスガ、此ノ際先ヅ中央發券銀行タル日本銀行ヲシテ我が國通貨金融制度ノ中核トシテ政府ト一體的關係ニ立チ、國策ノ嚮フ所ニ即シテ通貨ノ調節、金融ノ調整及ビ信用制度ノ保持育成ノ責ニ任ゼシメ、進ンデハ大東亞共榮圈全體ノ金融ノ中心タルベキ任務ヲ果サシムルノ體制ヲ整備セシムルコトガ最モ必要デアルト信ズルノデアリマス。仍テ政府ハ今回日本銀行制度ノ根本的改正ヲ行ヒ、尙ホ時勢ノ進運ニ應ズル爲メ日本銀行券ノ兌換制度ヲ廢止シ、完全ニ金ヨリ離脱シ

タル管理通貨制度ヲ採用スルコトヲ明カニ致シタノデアリマス。併シナガラ此ノ改正ハ既成事實ヲ確認シタルモノデアリマシテ、之ニ依リ金ノ重要性ニ影響スル所ハナイノデアリマス。

又金融統制及ビ資金活用ノ徹底ヲ期スルガ爲ニハ、進ンデ法的基礎ニ基キ金融機關ノ團體的機構ヲ整備シ、金融機關ヲシテ團體ノ自律力ヲ活用シテ政府ノ金融統制ニ一段ト積極的ニ協力セシムルコトガ適當デアルト認メラレルノデアリマス。仍テ政府ハ目下國家總動員法ニ基キ金融事業ノ統制ヲ目的トスル團體ヲ設立セシムル爲メ必要ナル準備ヲ進メテ居ル次第デアリマス。

軍需産業、生産力擴充産業、其ノ他國家緊要産業ニ對スル資金ノ圓滑ナル供給ヲ圖リマスルコトハ、戰時金融ノ主眼點デアリマス。隨テ我が國ニ於ケル各種金融機關ハ擧ゲテ此ノ方面ニ努力ヲ致スベキデアリマシテ、從來商業金融ヲ主シタル銀行等ノ職能モ戰時ノ事業金融ニ轉換シ、謂ハバ全金融機關ガ戰時金融機關タル性質ヲ帯ビツアルノデアリマス。併シナガラ戰時緊要事業ノ一部ニハ、其ノ性質上是等既存ノ金融機關等ノ通常ノ方法ニ依リマシテハ、資金ノ供給ガ不十分ト思ハレマスルモノガアリマスルシ尙ホソレハ將來一層増加スル趨勢デアリマスルカラ、是等ノ資金ノ供給ヲ遺憾ナカラシムル爲ニ、新タニ特殊ノ金融機關ヲ設置スルノ必要ガ認メラレマスノデ、今期議會ニ戰時金融金庫法案ヲ提出致シタノデアリマス。而シテ以上ニ述ベマシタ日本銀行ノ改組、

金融統制團體ノ組織及ビ戰時金融金庫ノ設立、更ニ外ニハ南方開發金庫ノ設立ニ依リ、從來ノ金融機關ト相俟ツテ、茲ニ戰時金融ノ責ニ任ズベキ金融機構ノ整備ヲ見タルモノト言ヒ得ルノデアリマス。

有價證券ノ價格ノ適正安定ヲ圖ルコトハ生産力擴充資金、其ノ他産業資金ノ疏通ト、國民貯蓄ノ保護トノ上ヨリ見テ、頗ル緊要ナコトデアリマス。此ノ見地ニ基キ政府ハ從來有價證券ノ價格、特ニ株式價格ノ安定ニ關シマシテハ各般ノ施策ヲ講ジ來ツタノデアリマスガ、今後共行過ギタ思惑等ニ基ク過當ナル騰落ハ之ヲ抑ヘ、著シキ變動ハ出來得ル限り之ヲ避クルヤウ致シタイノデアリマス。又保險會社ニ付キマシテモ從來ヨリ國民生活ノ維持安定ニ資スルト共ニ、必要ナル資金ノ蓄積ニ寄與スル所大ナルモノガアリマスノデ、政府ハ今後モ努メテ新機軸ヲ發揮セシメルヤウ指導致シ、其ノ機能ノ擴充ニ努メル方針デゴザイマス。

我が國が大東亞ノ天地ニ大規模ナル戰爭ヲ繼續シマスコト茲ニ四年有半、而モ我が國防經濟力ハ年ト共ニ著シキ増強ヲ示シテ居リ、加フルニ南方諸地域ノ豐富ナル資源ノ發開利用ヲ全ウ致シマスルニ於テハ、我が經濟界ノ前途ハ眞ニ希望ニ溢ルル所ガアルノデアリマス。併シナガラ此ノ資源ヲ開發致シ、之ヲ基礎トシテ我が國防經濟力ノ一層ノ増強ヲ圖ル爲ニハ今後莫大ナル資材、勞力、技術及ビ輸送力ヲ必要トスルノデアリマス。是等ノ生産力擴充ニ

要スル資金ト、一面今後益々激増スル戰費トハ頗ル巨額ニ達スルノデアリマス。而シテ他面莫大ナル戰費ノ撒布ニ依リマスル民間資金ノ横溢ヲ回收シテ、之ヲ以テ國民經濟ノ運行ヲ確保シマスコトガ、益々緊要ノ度ヲ加ヘテ參ツテ居ルノデアリマス。是ガ資金ノ回收蓄積ニ遺憾ナカラシムル爲ニハ、其ノ大部ヲ國民貯蓄ノ増強ニ俟ツノ外ハナイノデアリマス。何卒全國民ハ各々其ノ分ニ應ジタル納稅ニ依リ、國家ノ必要トスル戰費等ノ調達ニ貢獻セラレルト共ニ、尙ホ現在ニ幾層倍スル努力ヲ以テ勤勞ニ勵ミ、消費生活ヲ切下ゲ、其ノ餘剩ハ擧ゲテ之ヲ貯蓄ニ振向ケルコトガ絕對ニ必要デアリマス。此ノ國民貯蓄ニ依ツテこそ戰費ノ調達、生産力擴充、資金ノ供給ガ初メテ可能トナリマスルノミナラズ、同時ニ國民貯蓄ガ順調ニ増加シツアル事實ガ、即チ戰時財政經濟政策ノ圓滑ナル運営ト、其ノ綜合的成果トヲ反映スル指針ニ外ナラナイト思フノデアリマス。

吾々ハ米英兩國政府ガ緒戰ノ大失敗ニモ拘ラズ、其ノ歴大ナル綜合國力ヲ傾注シ、長期ニ亙リ飽クマデモ抗爭ヲ續ケ來ルモノデアリマスコトヲ覺悟致シマシテ、之ニ對シテ徹底的ニ戰ヒ抜キ、完全ナル勝利ヲ得、以テ大東亞共榮圈ヲ確立スル堅キ決意ノ下ニ、綜合的ニシテ且ツ雄大ナル構想ニ基ク各般ノ財政經濟政策ヲ樹立シマシテ、萬邦ニ冠タル一億國民ノ祖國ニ對スル熱愛ヨリ發シマスル所ノ絶大ノ努力ト無限ノ忍耐トニ依リマシテ、是ガ目的ノ完

悉セラルルコトヲ確信スルモノデアリマス。

終リニ臨ミマシテ政府提出ノ豫算案ニ付キマシテハ、何卒速カニ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス。

○東條首相の聲明 二月十六日貴衆兩院に於てなされたる東條内閣總理大臣の聲明は左の如し。

既に大本營より發表されました通り昨十五日皇軍はシンガポールを占領しました。戰況につきましては陸海軍當局より報告がございしますが、私はこの機會におきまして所信の一端を申述べますることを欣快とするものであります。

畏くも宣戰の大詔渙發せられますや、開戰勇頭、忽ちにして米英艦隊の主力を屠り、僅か二旬にして香港を、三旬にしてマニラを、しかして七旬を出でずしてシンガポールを攻略致しまして、こゝに米英兩國の多年に亙る東亞侵略の三大據點を擧げてわが占領するところとなつたのであります。一方ポルネオ、セレベス、ニューブリテン等の要衝も悉くわが掌中に落ち、更に蘭印艦隊の主力は我が撃滅するところとなり、今や皇軍は渺茫廣大なる地域を壓して人類史上未だかつて見ざる大規模の作戰に従事しつゝあるものであります。

この赫々たる戰勝は、御稜威の下、皇軍將兵の勇戰奮闘の賜に外ならぬのであります。私は、こゝに家を忘れ身を忘れて、護國の礎となつたる英靈、遠く異境にあつて或は傷き或は病を得たる

傷病將兵、陸に、空に並々ならぬ勞苦と危險とを克服して奮戰しつゝある勇士達、而して又、夫を、子を、兄弟を戰線に送り彼等をして遺憾なく活躍せしめつゝ其の留守を守り或はこれを助け、有らゆる困難に堪へ忍び統後奉公の誠を致しつゝある同胞諸君に對しまして深甚なる感謝の意を表する次第であります。

屢々申述べました通り大東亞戰爭の目標とするところは、我輩國の大理想に淵源し大東亞の各國家、各民族をして各々その所を得しめ、皇國を核心として道義に基く、共存共榮の新秩序を確立せんとするにあるのであります。米英諸國の東亞に對する態度とは全くその本質を異にするものであります。

今や、かつて米英の東亞侵略壓制の根據であつたシンガポール及びその他の要衝は、大東亞諸民族のために、新秩序の建設とその防衛の據點として、限りなき前途の希望と榮譽の下に蘇りつゝあるのであります。而して香港、比島、マレー半島の如きは既にその新建設に向つて堅實なる巨歩を踏出して居るのであります。私はこの劃期的の機會におきまして關係各民族及び各國家に對し帝國の眞意を重ねて披瀝致したいと存するのであります。

皇軍は今やビルマ方面に於きましても着々として攻撃の歩を進めその要衝逐次わが有に歸して居りますが、帝國のビルマ進攻の眞意は、英國の軍事據點を覆滅致しますると共に米英の援蔭の通路を遮斷せんとするにあるのであります。固よりビルマ民衆

を敵とするものではありません。従つてビルマ民衆にして、既にその無力を曝露せる英國の現状を正視しその多年の桎梏より離脱して我に協力し來るに於きましては、帝國は欣然としてビルマ民衆の多年の宿望、即ちビルマ人のビルマ建設に對し積極的協力を與へんとするものであります。數千年の歴史と光輝ある文化の傳統とを有するインドも、亦今や英國の暴虐なる壓制下より脱出し、大東亞共榮圈建設に参加すべき絶好の秋であります。帝國はインドがインド人のインドとして、本來の地位を恢復すべきことを期待し、其愛國的努力に對しては敢て援助を惜まざるものであります。若し夫れ、インドが其の歴史と傳統とを省みず、其使命に未だ覺醒することなく、依然として英國の甘言と好餌とに迷ひ其願使に従ふにおきましては、私は茲に永くインド民族再興の機會を失ふべきを憂へざるを得ないのであります。

米英と提携して敢て抵抗を續くるオランダに對しましては、帝國は徹底的にこれを撃滅せんとするものであります。然し乍らインドネシヤ民族にして我が眞意を諒解し、大東亞建設に協力し來るにおきましては、其希望と傳統とを尊重し同民族を米英の傀儡たるオランダ亡命政府の壓政下より解放して其地域をインドネシヤ人の安住の地たらしめんとするものであります。

濠洲及びニュージールランドも亦頼むべからざる米英の援助を期待せる無益の戰爭はこれを避くべきであります。今やこれ等民衆

の福祉は一に懸つてこれら政府の帝國の眞意を理解し公正なる態度に出づるや否やに存するのであります。歐洲において、また香港において、更にマレー半島において、英國が如何に濠洲軍及びニュージールランド軍將兵を利用し如何なる所遇を與へつゝあるかは、濠洲及びニュージールランド民衆自ら十分にこれを知得してゐる筈であります。

翻つて眼を支那大陸に轉じまするに、シンガポールの陥落によりまして米英の豪語せる對日包圍陣の一角は全く崩壊し、而も皇軍破竹の進撃によりいはゆるビルマ・ルート遮斷の日は近きにあるのであります。斯して重慶政權は正に全く孤立無援の苦境に陥らんとしてゐるのであります。これに對し帝國は斷乎として最後の鐵槌を加へんとするものであります。然し乍ら度々申述べました通り帝國の中華民國國民に對する態度は、飽く迄も兄弟と考へ、相倚り相扶けて共に大東亞建設を行はんとするものであります。従つて一部頑冥なる指導者に誤まれて、大東亞興隆の光輝あるこの時期に於て中華民衆が依然として塗炭の苦みに陥つてゐることは、帝國として誠に遺憾の情に堪へないのであります。

南米及びその他の中立諸國に付きましては、私はこれ等諸國が必ずや帝國の眞意を諒解し、米英に牽制せられて、火中の栗を拾ふが如き愚をなさざることを確信するものであります。

更に私はこの機會に於きまして盟邦諸國より帝國に寄せられつ

ある協力と厚意とに對し國民と共に深甚なる謝意を表するものであります。即ち滿洲國、中華民國國民政府、タイ國及び佛印等が常に帝國と苦を分かち樂しみを偕にせられ、大東亜共榮園建設に精進せられつゝあることは眞に欣快とする所であります。

また獨伊を始め歐洲盟邦諸國が帝國と切實に協力呼應して赫々たる戦果を擧げいよく世界新秩序建設に努力せられつゝありますことは、眞に感銘深きものがあります。こゝにその勇戦奮闘に對し衷心より敬意を表しますと共にこの上共、一層その戦果を擴充せられんことを祈つてやまぬ次第であります。今やシンガポールは陥落しました。しかしこれは大東亜戦争遂行の一階梯を築き上げたに過ぎないのであります。この際國民が戦勝に著り氣を緩むるが如きことは斷じてあつてはならないのであります。即ち帝國は此一大戦勝を契機とし愈々盟邦諸國との提携を緊密にし更に積極的作戦を遂行し、以て米英及びその追隨勢力を徹底的に撃摧せんとするものであります。

私はこゝにシンガポール陥落の報に接しまして全國民と共に、皇軍の戦勝を衷心より慶祝致しますと共に、上下心を一にし官民一途、國を擧げて新たなる認識と決意との下に克く征戦の目的を完遂し以て、聖慮を安んじ奉らんことを誓ふ次第であります。

平和の鐘に偽裝された全鮮キリスト教監理教會鐘塔の眞鍮製の鐘は獅子島陥落を期して一切これを陸軍に獻納することになつた、キリスト教朝鮮監理教團本部では米英依存のこの鐘を朝に夕べに信者の耳に響かせることは、米英的思想から脱却して新しい日本的基督教として發足するさまたげとなるので、同團鄭春洙監督の肝煎りで今回の獻納となつたものである、偽裝された平和の鐘は、今や新秩序建

設の眞の平和の砲彈となつて炸裂するのだ、これにつき同團監督鄭春洙氏は次のやうに語つた。

米英を東洋から追拂つた今日その卑劣な精神のこめられた鐘でも教會に置くことは出来ませんこれは皇國臣民として當然のこと、思ひます、この鐘が米英撃滅の一助ともなれば、これに越した幸はありません。